

会 議 録

会 議 の 名 称	令和５年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第１回）
事 務 局	総務部総務課情報公関係
開 催 日 時	令和５年９月１１日（月） 午後６時００分～午後７時３１分
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎８０１会議室
出 席 者	別紙のとおり
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	０人
傍聴不可等の理由等	情報公開・個人情報保護審議会条例第７条に該当
会 議 次 第	１ 開会 ２ 報告１ 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について ３ 報告２ 令和４年度委託契約等に対する個人情報取扱特記事項の遵守状況について ４ 報告３ 個人情報ファイル簿の整備状況について ５ その他１ 令和４年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について ６ その他（当日追加） 個人情報の漏えいに関する記事について ７ その他２ 今後の審議会について
会 議 結 果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名 （主な発言 要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	情報公開コーナー（第二庁舎６階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎４階）備付けの議事録に添付してあります。
そ の 他	

令和5年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和5年9月11日（月）午後6時から午後7時31分

2 場 所 市役所第二庁舎801会議室

3 内 容

- (1) 報告1 市政情報公開請求に対する存否応答拒否について
- (2) 報告2 令和4年度委託契約等に対する個人情報取扱特記事項の遵守状況について
- (3) 報告3 個人情報ファイル簿の整備状況について
- (4) その他1 令和4年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について
- (5) その他（当日追加） 個人情報の漏えいに関する記事について
- (6) その他2 今後の審議会について

4 出席者

【会 長】

・仮野 忠男

【委 員】

・井口 尚志 ・川井 康晴 ・寺島 功 ・中澤 武久 ・橋本 修
・本多 龍雄 ・町田 博司 ・白石 孝 ・立川 明 ・松行 彬子

【市 側】

北村総務部長

<総務課>

高橋総務課長

中村情報公関係長

古田情報公関係主任

【傍聴者】

なし

【総務部長】

それでは、定刻でございます。皆さん、こんにちは。総務部長の北村でございます。改めて北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、本審議会のために御参集いただきまして、厚く御礼申し上げます。

まず、審議に先立ちまして、遅くなりましたが、人事異動がございました。まずお伝えさせていただきます。前総務部長の加藤、これが議会事務局長に異動いたしまして、私、北村が逆に議会事務局長から総務部長に4月1日で異動してございます。よろしくお願いいたします。

本審議会につきましては、情報公開、それから個人情報保護、両制度の適正運営に皆様には御尽力をいただいております。誠にありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

また、同じく4月1日で総務課情報公開係主事の島津が総務課文書係に異動してございまして、代わりに市民部納税課より主任の古田が配属となっております。今ちょっと所用で不在ですので、後でまた御挨拶させていただきます。よろしくお願いいたします。

ほかの職員は従前と替わっておりませんので、改めてよろしくお願いいたします。

さて、本日の審議会でございますが、令和5年度最初の審議会であるとともに、新制度における初めての審議会となっております。そのような点で、事務局といたしましては、大変重要な審議会であると認識しているところでございます。以上を踏まえまして、従前より客観的目線での闊達な御意見をいただいております。よりよい審議会にこれからもしていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【仮野会長】

それでは、ただいまから令和5年度第1回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

定数に達しておりますので、本会議は成立しております。

最初に、令和4年度第9回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。お手元に資料がありますので御覧ください。会議録などの訂正はございませんか。改めて訂正等がございますでしょうか。どうでしたか、皆さん。

ないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に事務局から本日の案件の流れについて説明を受けたいと思います。その後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局から受けることで進めたいと思います。

では、事務局からの説明をお願いします。

【総務課長】

本日は、改正された制度が適用される初めての審議会でございます。報告が中心となりますが、何か審議会の皆様においてお気づきの点があれば御意見いただき、よりよい形で審議会を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の流れですが、報告の1件目が存否応答拒否の案件です。こちらにつきましては、審議会を非公開で行っていただきたいと考えております。その次に、審議会条例の改正を受け、個人情報取扱特記事項の遵守状況の報告をし、次に個人情報ファイル簿の整備状況について報告させていただきます。そして、その他1として、令和4年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況についてお知らせさせていただき、その他2として、今後の審議会についてと、目次に載せておりますが、その前に、前回の審議会でご報告いたしました道路管理課と自立生活支援課の個人情報の漏えいに関し、後日、新聞記事の掲載がございましたので、お知らせさせていただければと思います。

本日の流れについては以上です。

【仮野会長】

それでは、本日の流れについて今説明がございました。委員の皆様には慎重審議をしていただくわけですが、限られた時間の中、円滑な案件審議となるよう、御協力をお願いいたします。

それでは、報告1、小金井市情報公開条例に基づく存否応答拒否案件の報告をお願いいたします。

なお、この案件につきましては、審議会条例第7条に基づき、非公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議ないですね。

<<非公開案件の審議>>

【仮野会長】

この件は今のところいいですね、これで。じゃあ、これは了承とします。

次の案件に移ります。

【総務課長】

それでは、報告 2 について御説明させていただきます。

【総務課長】

個人情報取扱特記事項です。事前にお配りした資料の中にも、これは実態調査の結果が入っております。1 ページ目です。事前にお配りした冊子の資料、1 ページ目になります。では、御説明させていただきます。

こちらにつきましては、従前は個人情報を取り扱う委託契約について諮問を行っておりましたが、個人情報保護法及び個人情報保護条例の改正に伴い、個別の諮問がなくなりました。その代わりとして、市が個人情報を取り扱う委託業務を適切に管理しているかを審議会の皆様に確認していただきたく、前年度、令和 4 年度の契約が全て終了したことに伴い、市が個人情報を取り扱う委託業務につきまして、個人情報取扱特記事項の遵守状況を調査いたしました。

1 ページから 4 ページにかけて結果が載っています。今回の質問内容とそれに対する各課からの回答をお付けしています。別添として、本日ですけれども、個人情報取扱特記事項をお配りいたしました。

なお、各課からの回答内容については、重複している内容はまとめています。市が取り扱う個人情報につきましては多種多様で、契約の内容により特記事項を一部改変することがございました。また、誓約書の類いについても、委託業務に従事する者全員により聴取することが困難な事例もございました。なお、今回の調査において、正当な理由がないにもかかわらず、書面等を取り交わしていない契約につきましては、総務課情報公開係より、口頭でございますが、注意しております。今回の調査結果を基に、審議会の皆様の意見を伺い、特記事項の内容をよりよいものにしていければと考えてございます。

説明については以上です。

【仮野会長】

どうぞ、質問があれば。

【寺島委員】

いいですか、質問して。

【仮野会長】

寺島さん。

【寺島委員】

何と云えばいいかな。付けてある冊子のほうですね、資料の。報告 2 の、ペー

ジでいくと、例えば3とかですね。3のQ15ですね。クエスチョン15のところで慣例的に預かり証とか受けていないとか、ですね、次のページの4ページですね。4ページのQ17ですよ。ここのところも慣例的に確認していないということで、この慣例的にやっていないという理由がちょっとよく分からないんですけども、これは今後も慣例的にずっと、情報の回収だとか破棄の確認は今後もしないということなんですか。

【情報公開係長】

情報公開係長です。

慣例的という、基本的に慣例的だからいいということにはならないので、個別に理由を聞いて、正当な理由があれば妥当であるためそのやり方を認めるということになるんですけど、かなり失念と同等のような、特に理由もなく取っていないという場合は、一応、今後は取りなさいという指導はしております。

【寺島委員】

基本のルールは、例えば情報が必要なくなったら回収するとか廃棄の確認をするというのが基本のルールになっているわけですね。

【情報公開係長】

はい。

【寺島委員】

そういった意味では、慣例的にやってないよというのはルール違反。

【情報公開係長】

そうですね、はい。

【寺島委員】

別にペナルティーがあるようなものでないのかもしれないですけども、一応ルールに則っていない手順をしている、手順を取っていないということにはなるんですね。

【情報公開係長】

そうですね。逆に言うと、今までこういう調査をしていなかったの、見過ごされていたのかなという部分もありますので、今後は個人情報の委託の管理が大事になってきますので、理由がなく取っていない場合は、取りなさいという指導をすることになると考えております。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【白石委員】

白石です。

【仮野会長】

白石さん。

【白石委員】

今の質問に関連なんですけど、要するに、調査をしましたよと結果は出ているけれども、おっしゃるとおり、これに基づいて、適法ではない扱いをしているものについては、担当所管として指導なり注意をしていくよという取扱いですよ。

【情報公関係長】

はい、そうです。

【寺島委員】

もう一点いいですか。どうぞ。

【仮野会長】

まず、じゃあ、本多さんから。

【本多委員】

私もちょっと気になってマーカーをつけておいたんですけど、結局、主管課のほうの、ここで調査が来て、担当のほうで答えてきたと思うので、ですから、過去にそういう報告をしていなかったの、だから、今の担当者は、過去から慣例的に報告を別にしていないとか、そういう回答になってしまっちゃったのかなと思って。

【仮野会長】

なるほど。

【本多委員】

そのことは私もちょっと気になっていまして、だから、昔から、過去から全然そういうのをやっていなかったの、慣例的にという言葉を使ったのかなという感じが。

【仮野会長】

そうなの？

【総務課長】

あまり確認をしたことがないのと、委託事業というのは昔からやっているのですが、取扱特記事項を付したのが最近、ここ10年ぐらいのものなので、しっかり、あまり細かく見ないで、契約書の一部だと思って付けてきたというのが実際のところはあるかなというふうに思っているんですけども、もともとその特記事項のつくり方が、大量な情報を1か所に一時期に渡す、処理をしてもらって、

成果をもらうということを前提としたようなつくりになっていて、いろんな細かい、随時随時個人情報を渡すような契約とか、様々な契約に適しているかという、そうでもない部分もありますので、こういった結果というのも一部分かるような。ただし、ちゃんとした理由がどのぐらいあるのかというのは担当としても確認していきたいと思っています。

【寺島委員】

よろしいですか。

【仮野会長】

どうぞ、寺島さん。

【寺島委員】

このアンケートでは直接ないのかもしれないですけど、例えば失念していたかとあるんですけれども、これは市役所内でのちゃんとした教育みたいなのは定期的にされているんですか。情報の管理の規定があるわけですね。どういうふうに管理しなさいとか、今よくeラーニングとか、いろいろあると思うんですけれども、そういうような教育というのはされているんですか。

【情報公関係長】

情報公関係長です。

一応、1年に1回職員に対して研修をして、個人情報の内容が多岐にわたるので、契約だけじゃなくて、いろんなことをやっているんですけれども、最近こちら辺のことについては一応研修はやっているんですけれども、全職員がやっているわけではないので、どうしても漏れちゃってるところはあるとは思いますが。ただ、こういう調査を基に改善していければなとは考えております。

【寺島委員】

現場任せにすると、多分漏れは出てくるし、人のいろいろ入れ替わりも激しいですから、さっき言った、例えばeラーニングとか、いつでもどこでもできるような、時間そんなに、集合してやらなくても済むような、自分のパソコンに座っていて、資料を読んで、簡単な質問に答えるとか、そういうような、あまり場所とか時間に制約のないような形で全職員に、あんまり時間かけさせるとあれでしょうから、ポイント絞ってとかいうようなやり方をされたらいかがでしょうかという、すみません、余計なお世話かもしれない。すみません。

【仮野会長】

どうですか。

【総務課長】

工夫してやっていきたいと思います。

【寺島委員】

教育というか、やっぱりそれが一番大事だと思うんですね。失念してしまうなんていうのは、何かやっぱり足りていないものがあるのかなというか、根本的にですね。やっぱりそういうのをぜひ継続してやっていただければと。ありがとうございます。

【仮野会長】

この件で。

【井口委員】

いいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ、井口さん。

【井口委員】

受託者の適正管理というのが7条にありますけれども、ここに挙がっているような項目について、しっかり対応してもらわなきゃいけないと思うんですが、現状ではなかなか、必ずしも対応できていないということだと思います。それで、個人情報についても、かなりセンシティブな情報と、比較的、努力目標的でもいいかなと思うものもあると思うんですが、健康に関することとか、高齢者の問題とか、あるいは財産の問題とか、そういう万が一でも漏れてはいけないようなことについての管理がもし十分でないとするならば、これ、かなり緊急を要する対応かなと思いますので、特にセンシティブな個人情報に関する扱いについてはしっかりした、ここに、Qに挙がっているようなことは当然やっていただくという指導をしていく必要があるんじゃないかなと思いました。

【仮野会長】

今の件についてはどうですか。

【情報公関係長】

情報公関係長です。

特記事項自体が個人情報を取り扱う契約一般に付けているものなので、確かに、委員がおっしゃるとおり、センシティブな情報と、そうでもない、普通の情報とかあるんですけれども、本当に契約自体、多種多様に渡っていて、正直、情報公関係の職員が全部見るというのは不可能な部分もあるので、先ほど寺島委員がおっしゃったように、これはもう研修とかして個々の職員の意識を高めて、個々の職員がセンシティブな情報に合わせてまた特記事項を変えて、そうでもないやつ

は、あまり簡単なやつに重いことをやると、今度、契約不調になってしまったりする可能性もあるので、そこら辺の判断ができるようにやるには、最終的には教育するしかないのかなというふうには認識しております。

【仮野会長】

よろしいですか。

【井口委員】

これはあれですよ。

【仮野会長】

井口さん。

【井口委員】

個人情報保護法の個人情報取扱事業者でないところも結構あるんですよ。

【総務課長】

あります、はい。

【井口委員】

その辺は、この条例を優先するということですかね。

【総務課長】

契約を優先するしかないのかなと思います。

【井口委員】

契約を優先。はい。

【仮野会長】

いいですか、この件。はい、どうぞ。

【中澤委員】

クエスチョンとアンサーが並んでいるんですけども、その中で、アンサーに対してどのように対応したらいいか分からないようなのが幾つかあるんじゃないかと思うんです。例えばクエスチョン11を見ると、11の回答論でいうと下から1、2、3、4、5行のところで、委託仕様の場合、セキュリティー基準の高い事業者には契約を断られる可能性があると書いてありますよね。その断られる可能性があることに対して個人情報保護の観点からどういう指導をしたのかというのを知りたいのと、あと、その一番下のところでは、例えばデータセンターについて、所在地などが企業秘密であるため立入調査の実施ができないと、そういうことに対してはどういう指導をされたのかというような、アンサーとクエスチョンだけではこちらのほうで、これ、どういう指導をするんだという具体性がよく分からないようなのが結構ほかにも、一例を挙げたんだけど、他にもたく

さんあるような気がするんですけど。

【仮野会長】

情報公関係長。

【情報公関係長】

情報公関係長です。

先ほど申しましたように、契約の事務は多種多様にわたりますので、データセンターとかだとかかなりセキュリティーが強固なので、そういう場合は適宜この特記事項を改変しても大丈夫だよというふうには説明しております。結果的に、この特記事項を守るのが大事なのではなくて、個人情報を守るのが大事なので、改変しても、それが担保できればこの内容を変えてもいいというふうには説明しているんですけども、ただ、そう説明していても、このまま契約してしまう課が実際のところあるので、それはどうかなということがあります。ですので、それを踏まえて、繰り返しになってしまうんですけど、主管課のほうで、自分たちがここを変えるようなスキルを身につけていくようにはしてほしいなと考えております。なので、データセンターとか、そういうところは大丈夫とか、あと、誓約書についても、先ほど申しましたように、取れない場合もあるんですけど、じゃあ、取れなかった場合に、自分たちはどういうふうな管理をしているのかというような質問をして、こういうふうなことをチェックしているというのが言えればいいんですけども、単に失念したというのはもう本当に、それは駄目なので、すぐ取りなさいというような指導はしました。

【寺島委員】

ちょっと1ついいですか。今の説明だと、誓約書を出さない、契約はしてほしいけど、誓約書は出しません、自分たちがデータをどういうハンドリングをしているかも見せられません、そういう契約先があるということなんですね。非常にうさんくさいような感じがしてしょうがないんですけど、実際。誓約書も出さないと、情報をもらっても出さないと。

【仮野会長】

断られる可能性があると言っているな。

【情報公関係長】

そうですね。契約全部、これ自体が契約が終わった後に調査したものなので、もうしてしまったことに対してやるのは、今年度のやつを改善しなさいと言うしかないのかなという部分はあるんですけども。確かに委員が言うとおりでですね、その部分は。

【寺島委員】

ちょっと不思議で、非常に怪しい業者じゃないけど、いい加減な管理、見せられません、誓約書なんか出して、変に、契約違反みたいになったらまずいから、そういうこともしません、だけど、仕事は受注したいから契約させてくださいという、何かちょっと怪しげな感じもしますけどね。フェアにやっていれば、別に見てもおかしくないだろうし。

【情報公関係長】

競争入札の場合は本当はあり得ないはずなんですね。最初に条件を出して、その条件がのめなければ入札の札を入れてはいけないはずなのに、入れたということは絶対条件は飲まなきゃいけないはずなので、それに関してはもうちょっと強く言っているのかなというふうに。

あと随意契約とかに関しては、そこしかできないので、できないよと言ったら、それをやれとは言えない。

【寺島委員】

立場が向こうのほうが強い感じになっちゃうということ。

【情報公関係長】

はい。ただ、その場合は、逆に言うと、特記事項を相談して変えて、これは取れないけど、どのように担保をしているのかというのは、例えばプライバシーマークを取っているとか、何か認証制度をやっている等、客観的な認証制度を取っているので大丈夫だということならばいいのですけれども、そこまでやらないで、この特記事項を何も考えないで付けている課が多いというのは事実なので、それは今後、改善していきたいなとは思っております。

【寺島委員】

そうですね。誓約書ぐらい書かせたほうがいいと思いますし、何らかの抑止力、現場を見に行く。例えばデータセンターの中に入らなくてもいいから、ちゃんと鍵はかかっているよね、とか、常時開放されていない、だとか、監視カメラが入り口についていてモニターされていますよ、とか、そういうのだけでも、中に入らなくても、外側を見るだけでもいい場合があると思うので、そういうことをやりますよと言うだけで抑止力になると思うんですね、相手側に対して。何もやりませんと言われて、はい、そうですかと受けちゃうのはいかがなものかなというか。来年、次年度の課題というか、してもよろしいんじゃないかなと。すみません、また余計なことを。

【井口委員】

すみません。いいですか。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【井口委員】

そういう随契の場合でも、何か紙1枚でも、適正管理をお願いするという項目を挙げて渡すということでも、せめてそれぐらいするように各課に義務づけてはどうかね。市からのお願いということですね。先ほど言ったように、センシティブ情報についてはそれでは済まないと思いますので、絶対に漏えい、目的外利用されてはいけない情報ですので、そこはしっかりやるのと、そうでもないところは紙1枚でも渡すぐらいのことが必要じゃないかなと思います。

【情報公関係長】

それについてはちょっと、今の御意見を参考にして特記事項をつくっていききたいとは思っております。繰り返しになるんですが、契約がすごい、本当に多種多様に渡っていて、これ、今お示した追加資料のだけでカバーし切れるかというと、現実は無理なのかなというところで、じゃあ、現実的じゃないからといって何もしないというのも問題はあるので、それについてはちょっと、何らかの案を示したいとは思っております。

【仮野会長】

しっかり頑張ってください。ただ、これだな。委託先の個人情報を取り扱う場所が遠方にあるため立入調査はなかなかできないという回答があったよな。こういうのは困るな。

【情報公関係長】

それに関しては全国的な問題になっていて、個人情報保護委員会は年に1回は立入調査をすべきだというふうに周知をしたんですけれども、いろんなQ&Aの中で、現実的に遠方にあって見に行けないんだけど、どうしたらいいかと。

【仮野会長】

なるほど。

【情報公関係長】

ここの近隣市でも、データセンターは人件費が安い地方のほうに。

【仮野会長】

海外にもあるの？

【情報公関係長】

個人情報保護法で、原則、海外でやるのは駄目だというふうになっているので、

一応、職員のほうで口頭で聞くと、海外ではないというふうに言っているんですけども、ただ、確かに、先ほどおっしゃったように、データセンターを外まで見に行っていることもしていないので、もし嘘をつかれて、海外にあっても分からないのは事実だと。

【仮野会長】

そうか。なるほど。そういう問題があるんだな。

この点、まだまだ色々あるかもしれませんが、一応終わりにしますが、いいですか。

はい。では、次に行きましょう。

【総務課長】

それでは、報告3に移ります。

【仮野会長】

報告3。

【総務課長】

報告3については、本日追加資料をお配りしている分と事前にお送りしているものの5ページ以降になります。個人情報ファイル簿の整備状況についてでございます。本件につきましては、8月3日から8月31日にかけて、新個人情報保護法により義務づけられました個人情報ファイル簿の整備を各課に依頼しました。各課から提出された個人情報ファイル簿の内訳一覧を速報として、事前にお配りした資料の5ページから7ページにお付けしています。また、既に公表している東京都市部の類似団体、青梅市、国分寺市、東久留米市の個人情報ファイル簿の内訳一覧を8ページから20ページにお付けしています。

なお、個人情報ファイル簿の様式について、参考として机上にお配りしました。これは追加資料です。9月1日から総務課情報公開係で提出された個人情報ファイル簿を精査しておりますが、内容にまだ不備のあるものが散見されておりますので、今後、各課に助言、指導し、改善していくところです。

簡単ではございますが、報告については以上となります。

【寺島委員】

すみません。内容の不備というのは具体的にはどんな。話せる範囲で結構です。

【情報公開係長】

正直、新制度になっているので、法律とかの内容を理解しないまま書いているので、例えば、電子、コンピューターで処理するやつを紙の処理のほうに丸を付けたたり、紙の処理のやつをコンピューターの処理に丸付けたたりとか、そういう単

純なミスから、あとは利用目的がきちんと書かれていなかったり、あと、個人情報ファイル簿というのが、基本的には各課の事務単位にやって、それに付随する書類とかはそのファイル簿の中に含めなきゃいけないんですけども、ばらばらに申告したりというふうにして、ちょっとこれも研修とかしなければいけないのかなという部分はあるんですけども、端的に言うと、職員の理解が足りない部分があって、十分じゃないところがある。

【寺島委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

小金井市の場合、市民部市民課が多いという話なんだけど、これはどういうこと。多いというのは。

【情報公関係長】

そうですね。他市だと個人情報ファイル簿なんて整理しているんですけども、職員が以前の保有の届出と同じような感じのやつをスライドしてやってきちゃったので、本当は、例えば住民基本台帳というので1つにしなきゃいけないのを、住居表示とか、そういう書類をばらばらに書いていたりするので、ちょっと理解が足りないのかなという感じです。

【仮野会長】

ああ、なるほど。

【情報公関係長】

ただ、現状そのままを見ていただきたく、逆に言えば、職員の理解が足りないという部分を示しているのかなという感じで資料を付けさせていただいております。

【仮野会長】

それと、近隣の青梅市などのを列記されていますけれども、聞くところによると、ほぼ小金井市と同じ規模ぐらいの自治体で調べてみた、と。

【情報公関係長】

はい。

【仮野会長】

調べてみて、例えば国分寺市なんて物すごく多いんだけど、どれがいいと思う？正しくやっているのはどこだろうな。

【情報公関係長】

これ、ちょっと他市の批判をするような形になってしまうので、どことは言え

ないんですけれども。

【仮野会長】

いいよ、いいよ、具体的なところは言わなくて。

【情報公開係長】

やっぱりどこの市も担当した職員の理解にだいぶ差があって、正直、そんなにばらばらじゃなくてもいいんじゃないのかなというのを細かく分けてやったり、すごい、全然分けなかったりというのは、恐らく市の方針じゃなくて、担当課職員の誰が作ったかによって変わってしまっているのかなという感じはします。個人情報保護法で個人情報と同じはずなので、例えばシステムが同じ市とかだったら同じように出てこなきゃいけないんですけれども、全然違うというようなことは。ちょっと、国のほうで統一化したのに、あとは市町村にお任せで、質問しても、自分たちで決めてくださいというふうにやっちゃった部分があって、結果的にばらばらになってしまったというところがあると思います。

【仮野会長】

なるほどね。

【寺島委員】

いいですか。

【仮野会長】

じゃあ、寺島さん。

【寺島委員】

台帳とかファイルとか書いてあるんですけれども、これは紙のファイルなんですか。どーんとある。それとも電子的に何か、パソコンたたくと、ぴよっと出てくるようなもの。

【情報公開係長】

本来は、この追加資料のところで個人情報ファイル種別というふうなのが書いてあって、電算処理ファイルというと基本的にはコンピューターで処理していて、紙だけのやつは第60条第2項第2号のマニュアル処理ファイルというような形になります。電算、コンピューターで処理する、例えば皆さんが使う住民票とかを発行するのは当然、今コンピューターでやっているんですけれども、その中で、住民票を発行してくださいという申請書とかがあると思うんですけど、そういうふうな、コンピューターがありつつ、紙を、付随するのがある場合は、この政令第21条第7項に該当するファイルというところに丸を付けるような感じになっています。そういうふうにしなきゃいけないんですけれども、他市にお

いても、丸のつけ方がどう考えてもおかしいようなのが散見されるので、全国的に理解していないというか、ここ数か月でどこの市区町村も突貫工事で作った部分があるので、どうしてこういう癖が出るのかなと思うと、特に東京の自治体はどこの自治体も、保有の届出というか、もともと法律ができる前からこれに類似したものがあつたので、事務取扱簿をそのまま1,000人以上でスライドするような形で作っているようなところがあります。そうすると、そのときの癖みたいなので各市区町村の、本当は法律が同じなので同じになるはずなんですけど、ばらばらの届出が出ているような感じだと思います。

【寺島委員】

ありがとうございました。

【仮野会長】

白石さん。

【白石委員】

もうこれは報告事項だから、単純に意見だけ言わせていただくんですけども、今日頂いた資料の16ページからフローチャートがあつて、その後、通しページの25ページから個人情報ファイルの作成単位と。ちょっと頂いたばかりで読めていないんですけども、要するに、これに基づいてできるだけ統一的にやりなさいよということかなと思うんですけど、そもそも1,000人単位で区切るところ自体が、本来の、公的機関が個人情報を取り扱っていること、それに対して有権者、市民の皆さんがどういうふうにチェックしていくのかということが本来の趣旨であるにもかかわらず、結局、それぞれの自治体の担当者の事務負担を増やすことにしかかっていないんですよ、どう考えても。ですから、やっぱり、本来であれば、こちらで、審議で皆さんいろんな意見出したように、個人情報取扱登録簿も含めて、あくまでも公共機関が保管・管理している個人情報だということだと思うんですよ。ですから、私はすごく、例えば数件であっても、どの所管課が、どういう事業で、どういう個人情報を取り扱っているのかということの有権者が分かる、市民が分かるようにすることの意味が大きいというふうに申し上げたんだけど、案の定、これがこういう形で、むしろ事務が煩雑化することにしかならないのかなと思うんですよ。そういうことに対して個人情報保護委員会は何か言っているんですか。ともかく、個人情報保護委員会のつくった一定の尺度に合わせて、できるだけ正確にファイルをリストアップしなさいとしか言っていないんですか。

【仮野会長】

それは国の機関の保護委員会。

【白石委員】

そうそう、そういう。元凶は保護委員会ですから。あくまで意見です、これは。

【情報公開係長】

一応、今のところは、そうですね、本来は4月1日からやってほしいということなんですけれども、今年度中に取りあえずは出してほしいというような感じで、中身まではあまり色々言うてくることはない。

【仮野会長】

なるほど、はい。これ、国分寺、すごく多いな。

【白石委員】

白石ですけど。だけど、いいんですよ、別にこれは。

【仮野会長】

そうか。

【白石委員】

うん。だって、どういう個人情報ファイルが存在しているのかということが分かればいいわけであって。

【仮野会長】

それはそうだね。

【白石委員】

無理に合わせる必要はないと思うんですけど。実際に、この作成単位のデータベースあるいはテーブルの考え方とか図示されているじゃないですか。これをどこまでどういうふうに読み込むのかの違いなのかなと思ったんですよ。

【仮野会長】

なるほど。

【白石委員】

むしろこれ以外で、登録簿のほうですよ。どういう個人情報を本当に持っているんですかということも含めて、例えば小金井市だったら小金井市市長部局がこういうものを保有していますよということを市民に知らせることのほうが意味があると思うんですよ。すみません。

【仮野会長】

小金井市のこういう一覧は基本的には十分なものになっていると言っていいんですか。あるいは、もっと詳細に、改善の余地がある、そんなことが言えるんですか。どうなんですか。これで十分だと。

【情報公開係長】

法律の要件を満たしているかといえば、書き方が適切じゃない部分はあるんですけれども、ファイルの数としては一応出しているとは。

【仮野会長】

なるほど、なるほど。ああ、そう。

【情報公開係長】

ただ、今後、これを補完する形で、先ほど白石委員がおっしゃっていた部分で、一応条例で、取扱簿のほうでは、1人でも条件を満たせば届出が出てくるので、それを補完する形になるのかなと考えています。

【寺島委員】

1ついいですか、質問。

【仮野会長】

はい、どうぞ。寺島さん。

【寺島委員】

このリストは何に使う。法令で決められているから作ったという説明でしたけど、実際何かに使うんですか。

【情報公開係長】

1つは、個人情報を出す市役所が何を持っているかという目録の役目をしています。なので、個人情報の開示請求をするときに、市役所が何を持っているのか分からなければ請求しようがないので、こういうのを持っていますということで。

【寺島委員】

これはじゃあ一般に公開される。

【情報公開係長】

公開されます。他市の例をインターネットで取ってきて、最終的には小金井市でもインターネットで公表させていただきます。

【寺島委員】

公開されるということなんですけれども、そうすると、このリストのメンテナンスはどういう形でされるんですか。

【情報公開係長】

主管課のほうで、内容が変わったら、一応法律では速やかに更新しなきゃいけないということになっているので、取り扱う個人情報の内容に改正があったら、法律どおりにいけば、その内容が変わった時点ですぐにインターネット等で公表しているものを更新することになります。

【寺島委員】

ということは、現場任せにしちゃっていると。どっかで定期的に、例えば年に一遍ぐらいさらうというか、モニターするとかチェックするとかということはされないんですか。

【情報公開係長】

そうですね。

【総務課長】

まだ今年度導入されたばかりですので、今後、例えば1年に1回、変わったところがあれば修正してくださいというふうにして、変わったものは情報公開係に提出してくださいというサイクルをつくっていくというようなことを考えないといけないと思います。

【寺島委員】

そのほうがいい。現場任せにすると、とんでもなく古いのが残ったりとか、こういうリストは、最初は力入れて、力業でみんな頑張って作るんですけど、作りっ放しで、自分の直接業務に関係ない方々とリストを作って出したからいいよという方で、とんでもなく古くなっちゃったりとか更新されていないとか、やっぱどっかでモニターしていかないと、定期的に。そんなに毎月やる必要はないんですよ。年に一遍とか何年かに一遍とかさらっていないと、とんでもなく古いのが残っていたりとかしちゃうので、そこはモニターされたほうがよろしいかと思っています。

【仮野会長】

これは何、半年に1回、1年に1回、3か月に1回見直すとか、そういうことになっているの。どういうふうになるの。1年に1回？

【情報公開係長】

法律上は変わったら速やかということなので、逆に言えば、法律的には、1回変えて、例えば住民基本台帳なんかはそんなに変わらないので、そうすると、ずっと何年もそのままチェックなしでいく可能性はあります。確かに、おっしゃるとおり、定期的にチェックして、過去の保有の届出も、もう使わなくなったのに抹消を忘れていたということもあったので、おっしゃるとおり、委託のさっき言った特記事項と同じように、年に1回ぐらいはチェックして、漏れがないようにするというのは大事なのかもしれないと思います。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

ほかにはないですか。

それでは、次に行きましょう。

【総務課長】

それでは、まず、その他の1になります。事前にお配りした資料の21ページになります。こちらは6月の小金井市議会第2回定例会で議会に報告し、現在ホームページで公開しているものになります。昨年度の制度の運用状況になっております。内容につきましては御覧いただければと思います。

運用状況については以上です。

【仮野会長】

何か特別に見るべきところがありますかね、これは。まだ、ごめんなさい、見ていないんだけど、特に。

【総務課長】

例年、大体同じ項目を報告しております。ここで大きな特徴としましては、情報公開請求というのがここ数年で100件を超えるようになり、毎年100件超の処理をしているというのが傾向としてはあると思います。

【仮野会長】

じゃあ、次の。これが最後ですかね。

【総務課長】

はい、最後になります。

【仮野会長】

そうね。道路管理課職員による。

【総務課長】

では、1点。新聞そのものをコピーすると著作権の問題があってよろしくないということなので、新聞そのものはちょっと回覧させていただきます。

【仮野会長】

なるほど。1月21日付と2月1日付。

【総務課長】

はい。前回の審議会のところで取り急ぎということで口頭で報告させていただきましたが、本日は、先ほどお配りしています報道発表資料というものになります。

【仮野会長】

報道発表資料、これね。裏表ある。

【総務課長】

裏表あります。1つが道路管理課、もう一つが自立生活支援課の案件でございます。これは今年の1月と2月に起こった事件です。個人情報の漏えいに関する記事が掲載を、これをプレスしたところ、一部の新聞で掲載がされましたので、これは川井委員に気付いていただきまして御紹介いただきましたので、新聞記事を用意させていただきました。それと、今後の対応ということで各課について確認しましたところ、再発防止のとおり事務は改善、運用しているという回答は得ておりますので、御報告させていただきます。以上です。

事件発端となった複写用紙というのがそれです。

【仮野会長】

これが。

【総務課長】

はい。その複写用紙は窓口で申込みのためにお渡しするんですが、個人によって、要る部分と要らない部分があるということでした。一部使って、一部使っていないからということで、また未使用の棚に戻してしまったところ、複写された個人情報ほかの人のところに行ってしまったという事件があったものです。これに関しては漏えいが何件にも及んだわけではありませんが、漏えいの報告を受けた方から、これは絶対に報道に出してくれというお話しが強くありまして、たくさん漏えいした情報ではありませんが、報道発表したということになります。それ以降、自立生活支援課では、一度窓口に出した用紙は一切使わないという運用に改めました。今、回覧いたしますので、御確認ください。

【寺島委員】

カーボンとはなんですか。分かりにくいんだよね。

【仮野会長】

そうそう。これは分かりにくいね。

【寺島委員】

3枚。

【仮野会長】

複写用紙あることを知らずに、そのまま重なったまま書いた。

【寺島委員】

3枚複写。内容的にはどのくらい。

【総務課長】

要らない部分は置いて帰るということだったので、また使ってしまったという

ことです。もし今年度同じ事件があったとしたら、個人情報保護委員会に報告すべき情報というぐらいセンシティブな情報になります。精神障害者に関する情報ですので、簡単に、また未使用の棚に戻すようなことは許されないものです。

【仮野会長】

これは基本的にAさんがまずいんだけど、この書類、こういう書式で、これ、ここに書くと複写になっているけど云々とか、そういう細かい説明を担当職員はしなかったということですか。

【総務課長】

一部、使う部分だけを使った。後ろに複写されていることを失念して、未使用の棚に戻したということで。

【仮野会長】

ああ、そうか。

【総務課長】

はい。申請された市民の方に非は全くないと思います。

【仮野会長】

1件だけですね、これ。

【総務課長】

はい。1件ですが、これは個人情報保護委員会に、もし今年だったら報告しなければいけない事案であります。

【情報公開係長】

3か月。

【総務課長】

遅かったら報告。4か月。

【仮野会長】

いや、これは書いた人が悪かったの？ 忘れた人が悪かったの？ 誰が悪かったの？

【総務課長】

市の職員が、書いていない部分は未使用であるから、また使えるというふうにして、もう一回使える書類の棚に戻してしまったという。

【仮野会長】

そういうことか。

【総務課長】

市民の方は、一部、自分の必要なところだけを使ったということで、それが複

写式なので、いろんなところに、後ろのほうに写っていたんです。

【仮野会長】

なるほど。その市の職員は、この分野で長く担当している人？

【総務課長】

そこまでちょっとあれなんですけど、窓口の職員なので、いつも扱っていると思うんですが。

【仮野会長】

どうしたの。この職員についてはどういうふうにしたの。特にけん責も何もなかったの。

【総務課長】

これだけ大きなあれになりましたので、課の中では、どうやって再発防止をするかということと一緒に話し合ったと思います。

【仮野会長】

けん責は？ 処分なし？

【総務課長】

処分はないと思います。

【仮野会長】

でも、処分はいいとしても、ちゃんとしっかり覚えさせとかないとな。これはこういう紙ですから気をつけてとかな。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

場合によっては、その人がずっと見ておかないといけない。書き慣れていない人、分からないよ、複写なのかどうなのかなんてね。気を付ければ防げた問題だね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

ということでした。

【総務課長】

おっしゃるとおりです。

【仮野会長】

それでは、これはどうすればいいんですか。了承しましたという具合に、分か

りましたというふうに。

何か質問ございますか。どうぞ、井口さん。

【井口委員】

U S Bメモリーで、これは非常に小さいメモリーの中に多数の個人情報が含まれる可能性があるわけですが、今後の対応及び再発防止策、これを徹底していただくということと、それから、つつい職員が仕事が終わらないので自宅へ持って帰って続きやるとか、そういうこともありがちだと思うんですが、その間に紛失するという可能性があるように思います。ですから、持ち帰らないとか、必ず執務室に置いて帰るというような徹底をしたほうがいいんじゃないかなと思いました。

【情報公関係主任】

調べてまいりました。情報公関係の古田です。

【仮野会長】

ちょっと立って。立ち上がって。

【情報公関係主任】

道路管理課に、その後の状況を確認いたしました。そうしましたら、課内部でU S Bメモリーの管理基準というものを設けているということでした。その中に、先ほど委員がおっしゃられた、執務室から持ち出すということは禁ずるというような項目をつくって、それらの記録媒体を持ち出す際には必ず使用簿を記入するというような方法、あとU S Bの数も限定して、そういった形で厳格に管理をしているということで報告を受けております。

以上です。

【寺島委員】

いいですか、1つ質問、U S Bの。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【寺島委員】

工事現場でU S Bを使っているんですか。そういうことじゃなくて。じゃあ、持ち出す必要なんかなかった。

【総務課長】

なかったです。

【寺島委員】

なかったのに、持ち歩いていて、失くしちゃいましたという。

【総務課長】

はい。

【寺島委員】

ちょっとお粗末過ぎる話ではありますが、だとすると。現場で使っていて云々かんぬんじゃないんですね。何で持ち歩いていたかという話ですよ、そうなる。

【総務課長】

この課では、U S Bを使う業務をする職員が限られているため、U S Bを個人持ちにしていた、個人が管理をしていたということです。ですので、その職員、たまたまU S Bを使う仕事をしていた職員が、緊急で外に呼び出されたときにポケットに入れて外に行ってしまったということでした。ですので、個人持ちはやめよう、管理簿を作ろう、外には絶対持っていない、数も減らそうという運用に改めたということです。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

このU S Bは失くなったわけじゃないんだよね。

【総務課長】

失くなったんです。

【仮野会長】

失くなったんだ。

【総務課長】

はい。失くなって、見つからない。

【仮野会長】

見つからなかったんだ。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

待って。そうか。そういうことか。

【総務課長】

紛失届を提出しておりますが、これはまだ戻ってきているわけではありませんので、それは失くしてしまったということです。

【仮野会長】

鎖をつけて、首から下げればいいんだよ。いやいや、分かりました。こういうことが起きるんですね。

あとは皆さんどうでしょう、何か。はい、どうぞ。

【中澤委員】

今のU S Bの持ち出し規定なんですけど、私も前、企業に勤めていたときは、企業全体で統一ルールがあったんですよ。自宅に持ち帰ってはいけないとか、構外に出しちゃいけないとかね。そういうのは今、この該当部だけのお話のような感じなんですけど、市役所全体で持ち出し禁止とか、そういう統一的なルールというのはいないんですか。

【総務課長】

持ち出し禁止、そもそも使用が制限されていて、ほとんどの課で使えるわけではないんです。あったとしても、使用するときにはウイルスチェックを受けて、数も限定し、持ち出すのはもってのほかというルールは原則は持っています。

【中澤委員】

統一的な原則というのはある。

【総務課長】

はい、はい。あるんですけれども、細かいところまでは各課で決めてきたというところが大きくて、ここまで、個人持ちまでしていたところは他はあまりないと思っています。

【仮野会長】

なるほど。これで仕事がえらく遅れたとか、そういう問題はないのかな。

【総務課長】

それはないような。

【寺島委員】

いいですか、1つ質問。

【仮野会長】

はい、どうぞ。

【寺島委員】

今回、社内規定というか、所内規定をつくって管理されているということなんですけれども、内部監査みたいなというのは、そういうのは行われるんですか。例えば何年かに一遍、記録どおり、何本U S Bがありますね、ちゃんと台帳記録されていますねとか、そういうような、規定どおりの運用がされているか、情報セキュリティに対して、そのような内部的な監査というか、そういうのはある

んでしょうか。

【総務課長】

一応、情報セキュリティの監査というのはありませんで、他の課の管理職が何人かでいろんな課を、既定のチェック項目について。

【寺島委員】

相互チェックみたいな。

【総務課長】

はい。するという事はやっております。また、そういったUSBですとか個人情報が入っているものは施錠管理とか、そのような大枠のチェックはあるんですけれども、今回のような個人持ちをしているようなものというのは、監査をしていたとしても、漏れたかどうかというところです。

【寺島委員】

そういう監査した監査結果なり記録というのは総務なり所管のところに集まってくるものなんですか。

【総務課長】

はい。情報システム課のほうで、こういった控えというところはやっております。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

よろしいでしょうか。

それでは、これで大体終わったかな、質疑は。じゃあ、引き続き御説明をお願いします。

【総務課長】

では、今後の審議会について御報告いたします。9月30日をもちまして、皆様の任期は一旦満了となります。皆様には2年間、数々の審査案件、特に今任期に関しては大きな大きな山もありました。御審議いただきまして、本当にありがとうございました。10月からは新たな委員の下でということになりますけれども、皆様には引き続き市政発展のため、御高覧のほどよろしくお願いいたします。

次回の審議会は、新しい委員を含めた審議会となる予定でございます。なお、次回日程につきましては、事務局から後日改めて御提示させていただければと思います。

皆様、本当にありがとうございました。

【仮野会長】

第1回目は。

【総務課長】

第1回目は11月以降になりますので。

【仮野会長】

11月ぐらい、なるほどね。はい、了解。

【総務課長】

今回、川井さんと寺島さんが最後となります。ありがとうございました。

【仮野会長】

そうですか。どうも御苦労さまでした。

【総務課長】

御挨拶いただきますか。

【仮野会長】

御挨拶でありますね。そうですね。じゃあ。

【川井委員】

川井です。今回で任期満了ということで、非常に私も勉強になりました。今後
も市民として、また何かしら市のお役に立てればと思っています。ありがとうございました。

【総務課長】

ありがとうございました。

【仮野会長】

ありがとうございました。（拍手）

【寺島委員】

寺島です。私の前任者というか、うちの家内が2年ほどやっていた、その後釜
というか、自分に合っているんじゃないの、こういう話というのは、応募
してみたということで応募させていただいて、2年間、非常に私も勉強になり
ました。なかなか、市役所の仕事というか、業務というんですかね、触れること
もなく、こういう機会、本当にいろんな事業というか、案件を扱われている
ということに関しては、非常にすごいというか、大変なことをされているとい
うことを改めて実感しました。私、2年じゃなくて、もうちょっと延長してもいい
よというような通知も頂いたんですけども、多分来年ぐらいにちょっと引っ越
す、花小金井のほうか何か、近くに引っ越す可能性が高くなったので、そうい
うのもあって、そうすると、途中で抜けるようなことになってしまっても申し訳な

いので、本当はもうちょっと続けたかったんですけど、今回をもって一旦区切りにさせていただきたいと思いました。長い間ありがとうございました。いろいろ余計なことばかり言わせていただいて、非常に恐縮ですけども、ありがとうございました。（拍手）

【総務課長】

ありがとうございました。

【仮野会長】

本当に御苦労さまでした。それでは、今日はこれで終わりにします。どうも本当にありがとうございました。

—— 了 ——